

静岡市法定外公共物管理条例（平成 15 年 4 月 1 日条例 252 号）第 2 条第 2 号の規定による法定外公共物における第 4 条第 1 項に規定する土地の占用の許可に係る審査基準
(案)

静岡市法定外公共物管理条例第 2 条第 2 号に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物（河川）」という。）は、流水及び水面の正常な機能を維持し洪水等による災害の発生を防止することや、整備・保全が適切にされることで公共の福祉に寄与することを目的としています。

したがって、法定外公共物（河川）の管理は、その本来の目的が達成されるよう適正に行なわれる必要があります。

そのため、流水及び水面の正常な機能を阻害するなど、法定外公共物（河川）の目的に支障を及ぼすおそれがある使用方法については、その使用を禁止又は制限し、個別に支障の有無を判断した上で、許可を与えて使用させることとしています。（第 3 条、第 4 条）

さらに、特定の人が、一般には許されない特別の使用を行うことができる権利を許可により設定し、法定外公共物（河川）を使用する場合があり、土地の占用がこれに該当します。土地の占用は、法定外公共物（河川）の土地を排他的・独占的に使用することになるため、原則として、住民の生活又は事業のために法定外公共物（河川）の土地を使用することが必要やむを得ないと認められる場合に限り、許可することができると解されます。

一方で、河川法が適用される河川では、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、快適で賑わいのある水辺空間を創出する観点から、民間の資金を活用し、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図る方針が示されており、河川管理者が指定する区域（都市・地域再生等利用区域）に限っては、民間事業者等が飲食店やオープンカフェ、広告板の設置などの営業活動に使用するために、土地の占用を許可できるものとしています。（河川敷地占用許可準則・平成 11 年 8 月 5 日建設省河政発第 67 号建設事務次官通達）

このような公用物に求められる社会的な事情を勘案し、法定外公共物（河川）では、その本来の目的に支障が及ぼさない範囲において、地域社会のニーズへの対応としてその必要性が広く認められる場合には、営業活動に使用する土地の占用を許可するものとします。

法定外公共物（河川）において、営業活動に使用するための土地の占用の許可の申請があった場合は、その申請に係る申請書の記載に加え、土地を使用しようとする者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業又は活動の内容等）、使用の目的（営業活動の内容）、使用の形態等の事情を総合的に考慮して、その法定外公共物（河川）の目的に支障を及ぼさない範囲の使用方法であるかどうか、地域社会のニーズへの対応としてその必要性が広く認められる使用方法であるかどうかによって、判断します。

- ア 「目的に支障を及ぼさない範囲の使用方法である」かどうかについては、法定外公共物（河川）の正常な機能を阻害しないかどうか、その正常な機能を維持するための管理上の問題が生じるおそれがないかどうかによって、判断します。
- イ 法定外公共物（河川）の「正常な機能」とは、その目的に応じて設定された計画高水流量や必要貯留量等の治水上の機能、各種用水の取水等の利水上の機能、生物多様性の保全や景観形成等の環境保全上の機能をいいます。
- ウ 法定外公共物（河川）の正常な機能を阻害しないかどうかについては、使用する法定外公共物（河川）の位置、占用の目的となる工作物（以下「占用工作物」という。）の有無、占用工作物の規模及び構造、河川整備計画等との整合性、現在の利用状況や自然的・社会的環境等を考慮して、治水上、利水上、環境保全上の機能に支障が生じないかどうかを判断するものとします。
- エ 占用工作物を設置する場合は、設置する法定外公共物（河川）の治水上の機能を阻害する位置、規模・構造等であっても、その法定外公共物（河川）の治水上の機能に応じて管理者が指定する条件（気象警報の発令状況、総雨量、河川水位等）に到達するまでに、占用工作物の撤去が可能であることが客観的に認められる場合には、支障が無いものと判断します。
- オ 「管理者が指定する条件に到達するまでに占用工作物の撤去が可能であることが客観的に認められる場合」とは、管理者が指定する条件下において法定外公共物（河川）の計画高水位以下の土地に占用工作物が存在しない状態にするために、撤去対象とする占用工作物の位置、規模・構造等を考慮して、3時間以内に撤去完了が可能な作業体制が確保されている状態をいいます。
- カ 占用工作物を設置する法定外公共物（河川）が、湖沼、ため池その他の水面である場合には、エ及びオに掲げる事項のほか、占用工作物が水面に浮くことで水位の変動に対応でき、かつ流出しない構造であるものについては、治水上の機能に支障が無いものと判断します。
- キ 占用工作物を設置する法定外公共物（河川）がため池であって、かつ貯留機能を有するものに限っては、エからカに掲げる事項のほか、貯留可能容量に余裕があり占用工作物を設置しても必要貯留量を阻害しない場合には、治水上の機能に支障がないものと判断します。
- ク 「必要貯留量」とは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針に基づき算出された貯留量、または開発許可等に関する手引き（技術基準）で算出された貯留量をいいます。
- ケ 法定外公共物（河川）の正常な機能を維持するための管理上の問題が生じるおそれがないかどうかについては、その使用方法による管理施設への影響や出水時の水位上昇による影響、水防活動への影響等について考慮し、管理上の支障の有無を判断します。

- コ 具体的には、使用する法定外公共物（河川）の位置、占用工作物の有無、占用工作物の規模や構造等によって、堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく早くなる状況を発生させないかどうか、洪水時の流出等で管理施設を損傷させないかどうか、水衝部や計画堤防内、管理施設や他の占用工作物付近、地質的にぜい弱な場所を使用しないかどうか、使用する法定外公共物（河川）が水路の場合は、水路の縦断方向に設けないものであるかどうか、許可を受けて使用する者の責任において、土地及び占用工作物の適正な管理を行う体制が確保されているかどうかによって、判断するものとします。
- サ 「適正な管理を行う体制が確保されている」とは、使用する土地の区域内について、その法定外公共物（河川）の状況や使用方法を勘案し、適切な時期に巡回を行い、草刈り、障害物の処分その他の機能を維持するための管理上の必要な措置、及び土地の区域内の利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民を含む）の緊急時の避難誘導等の安全確保を行う体制及び方法が具体的に示され、その履行が確保されている状態をいいいます。
- シ 使用する土地の区域及び占用工作物を、他の営業活動を行う事業者等に使用させる場合は、許可を受けて使用する者と他の営業活動を行う事業者等との間で使用契約を締結し、許可を受けて使用する者の責任において指導監督を行うことが可能であるかどうかについて、判断します。
- ス 「地域社会のニーズへの対応としてその必要性が広く認められる使用方法である」かどうかについては、使用する法定外公共物（河川）において、民間事業者等による多様な利用の推進を図る必要性があるかどうか、法定外公共物（河川）の土地を民間の営業活動で使用することの公益性が認められるかどうかによって、判断します。
- セ 民間事業者等による多様な利用の推進を図る必要性があるかどうかは、その法定外公共物（河川）の利用の実態、周辺の土地利用状況、民間事業者や地域の意向を総合的に考慮して、市がその法定外公共物（河川）の「公共用物」としての使用の在り方を検討し、民間の資金やノウハウの活用を図る必要があると決定している状態をいいます。
- ソ 民間の資金やノウハウの活用を図る必要があると決定しているかどうかについては、使用する法定外公共物（河川）が、静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施要綱に基づく「民間活用等推進区域」に指定されているかどうかによって、判断するものとします。
- タ 法定外公共物（河川）の土地を民間の営業活動で使用することの公益性が認められるかどうかについては、その法定外公共物（河川）の周辺地域における課題やその使用が周辺地域に及ぼす影響等を考慮して、課題解決や住民の利便に資する使用方法であるかどうかによって、判断するものとします。
- チ 地域課題の解決や住民の利便に資する使用方法であるかどうかについては、静岡市

法定外公共物（河川） 土地利活用事業実施要綱に基づく「土地利活用方針」に沿った使用方法であること、住民説明会等において、その使用方法についての地域の合意形成が図られていることを要します。

ツ 使用する法定外公共物（河川）において、他の公共性の高い事業のための使用の計画が確定している場合には、当該事業の実施に支障を及ぼさない使用方法であるかどうかを判断します。